

# 大河原町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画を策定しました

高齢者福祉計画▶高齢者の積極的な地域参画を目指します。  
 介護保険事業計画▶高齢者が地域で暮らし続けることができる自立と介護予防に取り組みます。



【高齢者施策の基本理念】

もっと輝く、地域で住まいる（スマイル）おおがわら  
 ～高齢者が支え合う独自のまちづくり～

## 1 計画の趣旨

計画は、大河原町の高齢者を取り巻く現状を十分に踏まえるとともに、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を活かし、安心して生活を継続できる高齢期の暮らしを支える基本的な考え方と具体的な方策、向こう3年間の介護保険サービスの事業計画を明らかにするために策定するものです。

## 2 基本理念

超高齢社会を迎え本町では、高齢者自身が持つ高い知見、社会で磨かれた能力、卓越したリーダーシップを発揮し、「共助（お互い支え合う）」を中心とする地域づくりを目指すと同時に、いくつになっても自分自身で認知症予防や生活の質（QOL）の維持に努められるよう、地域主体と町民参加に基づく介護予防、本町独自のきめ細かな

### ◇ 4つの目標と、目標に向けて取り組む施策 ◇ (計画期間：平成30～35年度)

#### 基本目標1 高齢者の力を活かす地域づくり

高齢者が楽しく活動する機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活支援の担い手への参加促進</li> <li>● 世代間交流を通じた社会参加と生きがいづくり</li> <li>● 老人クラブの「高齢者による高齢者のための」活動の支援</li> <li>● 壮年期からの運動習慣の定着と仲間づくりの促進</li> <li>● 高齢者が働き続けることのできる環境づくりの推進</li> </ul>
高齢者の活動を後押しする取り組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生涯学習講座の充実と地域活動との連携</li> <li>● 壮年期・高齢期のボランティアの育成</li> <li>● 町民みんなで支えあう地域福祉の充実</li> <li>● 高齢者の活動拠点の充実</li> </ul>

#### 基本目標2 地域主体による安心な暮らしの実現

高齢者にやさしいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外出しやすい環境に向けた継続的な改善</li> <li>● 高齢者の減災対策の強化</li> <li>● 交通安全活動の推進</li> <li>● 消費者被害防止の推進</li> </ul>
高齢者を敬う社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● お互いを敬う心の育成</li> <li>● 高齢者の権利擁護・虐待防止対策の推進</li> <li>● 見守り活動の推進</li> </ul>

#### 基本目標3 介護予防と地域包括ケアの充実

疾病予防・健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活習慣の改善意欲を高める健康教育・健康相談の実施</li> <li>● 健康診査・がん検診などの受診促進</li> <li>● 地区特性に適した地区組織活動の促進</li> <li>● 地域医療の一層の推進</li> </ul>
地域包括ケアシステムの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域包括支援センターの運営</li> <li>● 在宅医療・介護連携の一層の推進</li> <li>● 認知症対策の一層の推進</li> <li>● 多様な住まいの確保</li> <li>● ニーズに適切かつ柔軟な生活支援サービスの提供</li> </ul>

サービス、多様な介護サービスによって、高齢者とその家族の両方を包括的・継続的に支えていく、地域包括ケアシステムの強化を目指し、基本理念を「もっと輝く、地域で住まいる（スマイル）おおがわら～高齢者が支え合う独自のまちづくり～」と決めました。



基本目標4 介護サービスの充実（介護保険事業計画）	
介護保険事業の目標	目標① 高齢者の自立生活への支援などの数値目標 目標② 介護給付の費用の適正化の数値目標
介護保険事業の円滑な運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サービス基盤の整備</li> <li>● 公正・公平な要介護認定の実施</li> <li>● 安定した介護保険事業の運営</li> <li>● 適正なサービス利用の促進</li> </ul>
介護（介護予防）サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 居宅サービス</li> <li>● 地域密着型サービス</li> <li>● 施設サービス</li> <li>● 居宅介護支援</li> <li>● その他のサービス</li> </ul>
地域支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護予防・日常生活支援総合事業</li> <li>● 包括的支援事業</li> <li>● 任意事業</li> <li>● その他の事業</li> </ul>
介護保険事業量及び給付費の推計	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3年間の介護サービス見込み量の考え方</li> <li>● 介護サービス見込み量及び給付費</li> <li>● 介護保険料収納必要額及び保険料</li> <li>● 所得段階別第1号被保険者の介護保険料</li> </ul>

## 所得段階別の介護保険料（平成30～32年度）

被保険者の負担能力に応じて保険料を賦課する多段階化（低所得者の公費投入による負担軽減）を行い、所得段階別第1号被保険者の介護保険料を設定します。

区分		保険料率	介護保険料（円）		
			月額	年額	
第1段階	本人が住民税非課税 世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 × 0.50	1,950	23,400
		軽減措置※ 基準額 × 0.45	1,755	21,060	
第2段階	本人が住民税非課税 世帯課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超え120万円以下	基準額 × 0.75	2,925	35,100
第3段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超過	基準額 × 0.75	2,925	35,100
第4段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 × 0.90	3,510	42,120
第5段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超過	基準額 × 1.00	3,900	46,800
第6段階	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満	基準額 × 1.20	4,680	56,160
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満	基準額 × 1.30	5,070	60,840
第8段階		本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額 × 1.50	5,850	70,200
第9段階		本人の前年の合計所得金額が300万円以上	基準額 × 1.70	6,630	79,560

※低所得者への公費による保険料軽減措置により、第1段階の負担割合の引き下げ（0.50 → 0.45）を継続。さらに平成31年10月予定の消費税増税に伴い、第1～3段階において公費による保険料軽減措置も予定しています。  
 ※合計所得金額について  
 ・第1～5段階については、公的年金にかかる雑所得を控除した額。  
 ・土地売却などにかかる特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得、または短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額。